

○松山養護老人ホーム事務組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例施行規則

制 定 令和 2 年 3 月 31 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山養護老人ホーム事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 1 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年松山市規則第 20 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(松山養護老人ホーム事務組合職員の任用に関する規則の一部改正)

2 松山養護老人ホーム事務組合職員の任用に関する規則（昭和 50 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員（」の次に「臨時的に任用される職員を除く。」を加える。

(松山養護老人ホーム事務組合職員の臨時的任用に関する規則の一部改正)

3 松山養護老人ホーム事務組合職員の臨時的任用に関する規則（平成 9 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 22 条第 5 項に基づき、職員の臨時的の任用」を「第 22 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用」に改める。

(松山養護老人ホーム事務組合臨時職員給与規則の廃止)

4 松山養護老人ホーム事務組合臨時職員給与規則（平成 9 年規則第 3 号）は、廃止する。

(松山養護老人ホーム事務組合職員証規則の一部改正)

5 松山養護老人ホーム事務組合職員証規則（平成 11 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「松山養護老人ホーム事務組合定数条例（昭和 49 年条例第 5 号）第 1 条に規定する職員及び事務局の職員」を「一般職の職員（組合長が定める職員

を除く。）」に改める。

第3条第1項中「職員に」を「組合長は、新たに職員になった者に」に改め、「この規則の定めるところにより」及び「(様式第1号)」を削り、同条第2項中「前項」を「前条」に、「特に必要があると認めた場合は」を「組合長は、特に必要があると認めた者に対し」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 職員証は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 様式第1号

(2) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。) 様式第1号の2

(3) 臨時的に任用された職員 様式第1号の3

第5条第1項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「職員証を添え(第1号に該当する場合を除く。)申し出ることにより」を「より申し出るとともに、現に交付されている職員証を返還し(第1号に該当する場合を除く。))」に改め、同条第2項中「前項の」を「組合長は、前項の規定による」に改める。

第6条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 他人に使用させ、又は本人以外のものを使用すること。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2及び様式第1号の3(別紙のとおり)※別紙(略)

(松山養護老人ホーム事務組合職員の職名に関する規則の一部改正)

6 松山養護老人ホーム事務組合職員の職名に関する規則(平成11年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「松山養護老人ホーム事務組合職員」を「一般職の職員(以下「職員」という。))」に改める。

第3条を削る。

第2条中「職員の」を削り、「、労務職員及び嘱託」を「及び労務職員」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

(職名の種類)

第2条 職員には、身分上の職名及び職種上の職名を付与するものとする。

第4条第1項中「、専門監」を削り、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(職種上の職名)

第4条 職種上の職名は、次のとおりとする。

(1) 事務職員 主事

(2) 技術職員 医師，栄養士，理学療法士，看護師，准看護師

(3) 労務職員 支援員，用務員，調理員

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の職種上の職名は、その職種を表示する名称とすることができる。